

日常生活用具種目表の見直しについて（令和3年4月1日施行）

事由	区分	種目	対象者	性能等	支給限度基準額	耐用年数	介護保険適用
新規追加	情報意思疎通支援用具	人工内耳用電池	18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある人工内耳装用の聴覚障がい児 (対象：児)	人工内耳に使用する電池	3,000円	月単位	
条件追加	自立生活支援用具	聴覚障がい者屋内信号装置 (サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む)	聴覚障がい2級(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯) (対象：者・児)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの ※用途が異なれば、過去10年間で合計87,400円を上限とし、複数回申請可	87,400円	10年	
対象者拡大	情報意思疎通支援用具	人工喉頭	音声言語機能障がい者であって、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者 (対象：者・児)	笛式：気管孔からの呼気で笛（ゴム弁）をふるわせ、その音を口内に導いて共鳴させ、会話する装置。	笛式 5,150円 (気管カニューレ付とした場合は3,100円増)	4年	
				電動式：電氣的に作られた振動音をのどにあてて、空気の振動として伝え会話する装置。	電動式 72,203円 (価格には、電池又は充電器を含むものであること)	5年	